

## 第2章

### 植民地化初期のケニアにおける土地制度とその変遷

津田 みわ

#### 要約

本稿は、現代ケニアの土地問題を考察するための準備作業として、イギリス領植民地統治下で採用された土地制度について、植民地化初期の制度構築期に焦点を絞り、その変遷を整理して記述する。1963年の独立以前のケニアの土地制度は、大別すれば、植民地化以前(19世紀末まで)、植民地化とヨーロッパ人入植のための制度構築、いわゆる「ホワイト・ハイランド」の形成、そして「ホワイト・ハイランド」の撤廃とアフリカ人の土地調整・登記開始という流れをたどった。本稿はこのうち、植民地化以前と植民地化後のヨーロッパ人入植者のための制度構築を射程とし、具体的作業では、まずケニアの農耕適地について概要を把握した後、旧ケニア保護領 Protectorate of Kenya と旧ケニア植民地 Kenya Colony のそれぞれについて土地に関する法制度を整理し、その変遷を跡づける。

#### キーワード

土地 ホワイト・ハイランド コースト 10マイル帯 イギリス

#### はじめに

現在のケニアでは、2010年の新しい憲法制定にともない、土地に関する諸制度に大幅な変更が加えられつつある。植民地支配にも大きく由来する現代の土地問題の改善の兆しは明らかではなく、抜本的解決にはほど遠いのが現状である。本稿では、この現代ケニアにおける土地問題を考察するための準備作業として、植民地期に遡り、イギリス領植民地統治下で採用された土地制度について、植民地化初期の制度構築期に焦点を絞り、その変遷を整理して記述する。1963年の独立以前のケニアの土地制度は、大別すれば、植民地化以前(19世紀末まで)、植民地化とヨーロッパ人入植のための制度構築、いわゆる「ホワイト・ハイランド」(後述)の形成、そして「ホワイト・ハイランド」の撤廃とアフリカ人の土地調整・登記開始という流れをたどった。本稿は

このうち、植民地化以前と植民地化後のヨーロッパ人入植者のための制度構築を射程とし、具体的作業としてまずケニアの農耕適地の概要を把握した後、旧ケニア保護領 Protectorate of Kenya と旧ケニア植民地 Kenya Colony のそれぞれについて土地に関する法制度を整理し、その変遷を跡づける。

## 第1節 概要

### 1. 稀少な農耕適地

ケニア共和国（以下、ケニア）は、総面積が 59 万 1958 平方キロメートル（約 5920 万ヘクタール、約 1 億 4620 万エーカー）あり、そのうちビクトリア湖Lake Victoria、トゥルカナ湖Lake Turkanaなど湖沼ほかを除いた総陸地面積は、58 万 728 平方キロメートルである（約 5800 万ヘクタール、約 1 億 4326 万エーカー）<sup>1</sup>。

そのうち、中央統計局の「農用地Agricultural Land」区分（降水量を主たる分類基準として国土を3つに区分したもの）に従うと、「農用地」区分で高い農業生産力が期待できる「高位生産力High Potential」地帯とそれに次ぐ農業生産力が期待できる「中位生産力Medium Potential」地帯に分類されるのは、陸地面積の2割程度に過ぎず、国土の8割は乾燥した気候の「低位生産力Low Potential」地帯に分類される（池野 1989, 12-15）<sup>2</sup>。中央統計局によれば、総陸地面積に占める高位生産力地帯の割合は 11.9%（この割合にROK（2007）の数値をあてはめて計算すると、約 691 万ヘクタール、約 1707 万エーカー。以下同）、中位生産力地帯の割合は 5.5%（約 319 万ヘクタール、約 789 万エーカー）とされており、仮に高位生産力地帯と中位生産力地帯を「可耕地」と見なした場合、ケニアの可耕地総面積は陸地面積の 17.4%（約 1010 万ヘクタール、約 2496 万エーカー）となる（池野 1989, 12）<sup>3</sup>。

<sup>1</sup> 1ヘクタール=2.47エーカーで換算。総面積、陸地面積の数値は、ROK（2007, 4; Table 2）による。

<sup>2</sup> 低位生産力地域では、放牧形態での牧畜が主体となる。

<sup>3</sup> なお、同じケニア政府発表の数値でも、文書によってこれらの面積に違いが見られる点には注意が必要である。たとえば、土地問題を射程に入れて 2007/8 年紛争の調査にあたった真実・正義・和解委員会 Truce, Justice and Reconciliation Commission が 2013 年に発表した報告書では、ケニアの総面積は約 58 万 1751 平方キロメートルとされ、うち陸地面積は 97.8%（約 56 万 8952 平方キロメートル、約 5690 万ヘクタール、約 1 億 4054 万エーカーとなる）とされる。同報告書では、陸地面積の 20 パーセントが「高位生産力」および「中位生産力」地域に分類され、残り 80 パーセントは「半乾燥 semi-arid」「乾燥 arid」地だとされている。この数値に従えば、ケニアの高位生産力地域と中位生産力地域を足した面積（池野による「可耕地」面積）は 1138 万ヘクタール（約 2810 万エーカー）となる。TJRC 報告書は併せて、人の居住に適した地域を 4362 万ヘクタ

気候、地形、土壌を勘案した別の分類でケニアの農業適地とされるのは、「湿潤・半湿潤 Humid to Dry Sub-humid」地帯 530 万ヘクタールと「半湿潤・半乾燥 Dry Sub-humid to Semi-arid」地帯 530 万ヘクタールをあわせた 1060 万ヘクタール（約 2618 万エーカー）である（池野 1989, 12-13）。

## 2. 「ホワイト・ハイランド」と「原住民居留地」

これら農耕に適した稀少な土地（上記「可耕地」「農業適地」「農牧業用地」）は、その大部分が、イギリスによる植民地統治時代にヨーロッパ人専用の農地として囲い込まれた歴史を持つ。

稀少な農業適地は、ケニアの国土南西部に広がる高原地帯とほぼ重なる。この高原地帯は、植民地期に段階を経てヨーロッパ人（非アフリカ人、非アジア人）専用の指定地域（Scheduled Areas。通称「ホワイト・ハイランド White Highland」）に指定されていった（池野 1990, 6）。『ケニア歴史事典 第2版』によれば、「エルギン・プレッジ Elgin Pledge」（1908 年）、「デボンシャー宣言 Devonshire Declaration」（1923 年）などを経て、「ケニア土地委員会 Kenya Land Commission（通称カーター委員会 Carter Commission）」の報告書（1934 年）が出され、これを下敷きに、「ケニア（ハイランド）勅令」Kenya (Highlands) Order-in Council（1938 年）において「ホワイト・ハイランド」は法制度化された。「ケニア（ハイランド）勅令」はヨーロッパ人専用農地（「ホワイト・ハイランド」）の境界を画定しており、「ホワイト・ハイランド」の面積は約 4 万 3420 平方キロ（約 434 万ヘクタール、1072 万エーカー）におよんだ（Maxon and Ofcansky 2000, 121, 257）。

「ホワイト・ハイランド」は、廃止直前の 1960 年段階で 741 万 5000 エーカー（1 ヘクタール=2.47 エーカーで換算すると 300 万 2024 ヘクタール）を占め、高位生産力地域面積（約 691 万ヘクタール、約 1707 万エーカー）の 4 割強を占めた。

一方、「ネイティブ・リザーブ Native Reserves」とされた「原住民」用の土地の面積は、同じ 1960 年段階で約 1330 万ヘクタール（約 3285 万エーカー）であった。面積は「ホワイト・ハイランド」の倍近くあるものの、図 1 「ホワイト・ハイランドとその他の非アフリカ人農業地域の位置」（池野 1990, 7）、図 2 「ケニアの農耕地と乾燥地、半乾燥地の分布（1982 年）」（池野 1989, 14）から分かるように、「ネイティブ・リザー

---

ールだとしている（TJRC 2013, 165）。また、1970 年代半ばにおけるケニアの土地利用分類によれば、陸地面積は 5690 万ヘクタール（約 1 億 4054 万エーカー）とあり、遊牧を除いた農牧業用地は合計 720 万ヘクタール（約 1778 万エーカー）のみだったという（池野 1990, 6）。

ブ」は農業適地の周縁部から半乾燥地との境界を中心に配分されていた。

## 第2節 植民地時代初期までの土地制度

では次に、植民地支配以前および植民地支配開始後初期の土地制度の変遷をみていこう。

東アフリカを植民地化したイギリスは、まずインド洋沿岸部とそれ以外の内陸部を含む全域を「東アフリカ保護領 East Africa Protectorate」とし、そのあと1920年代になって、内陸部を「ケニア植民地 Kenya Colony」、インド洋沿岸部を「ケニア保護領 Kenya Protectorate」として、法制度上区別して植民地支配を行った。ケニアの場合、インド洋沿岸部とそれ以外の内陸部については、土地にまつわる制度が植民地期以来それぞれ別の歴史的経緯をたどったことに留意する必要があるのである（Ghai and McAuslan 1970; TJRC 2013）。そこで本稿では、独立後に「コースト州 Coast Province」とされたインド洋沿岸部の全域を「コースト」と呼び、その他の内陸部とそれぞれ別の項目で整理することにしたい。

ただし、より詳細には、「インド洋沿岸部」といっても、独立後にコースト州となる全域が「ケニア保護領」とされたのではない。「ケニア保護領」となったのは、歴史的な交易拠点でありかつ稀少な農業適地の一部として、東アフリカでも経済・社会的に特段の重要性を有してきた領域——タンザニアとの境界Vangaからソマリアとの境界ラムLamuまでの海岸線10マイル幅（約16キロ幅）の帯状の地域——いわゆる「10マイル帯Ten mile strip」であった。植民地時代の土地関連法制度を整理する際には、この旧「ケニア保護領」、すなわち「10マイル帯」と、旧「ケニア植民地」、すなわち「10マイル帯」より内陸部の二つを分ける必要がある<sup>4</sup>。本稿では以下、植民地化とそれ以前の土地に関する制度とその変遷について、「ケニア保護領」となるコーストの「10マイル帯」と、「ケニア植民地」となる内陸部それぞれについて、概要を整理していこう。

### 1. コースト

#### （1）植民地化以前

植民地支配以前のコーストにおける土地をめぐる状況は、現代のケニアにおいてど

---

<sup>4</sup> 厳密にはコーストと「10マイル帯」は同一でなく、コースト州のインド洋沿岸部の特定領域のみが旧「ケニア保護領」であり、コースト州の残りの領域は旧「ケニア植民地」の一部である。ただし、「コースト」は、現在では、この旧「ケニア保護領」「10マイル帯」と同一のものとして国会などで言及される傾向があり、留意したい。

のように描写、整理されているだろうか。ここでは、2007/8年紛争<sup>5</sup>の背景という観点から、コーストの歴史的な土地問題を整理したTJRC（2013）による言及をとりあげてみよう。この報告書は、コーストの土地問題について、まず18世紀の初め頃からアラビア、ペルシア半島由来のアラブ人商人が、コーストに住んでいた住民を強制的に排除し、あるいは奴隷化したとしている。当時アラブ人商人は、ザンジバル・スルタンSultan of Zanzibarの統治のもとにあったが、このアラブ人商人によるコースト住民の奴隷化は、これを避けるため住民らが逃亡するという事態を生んだ。一方、アラブ人商人による排除、奴隷化の以前よりこの領域に居住していたのは、現在の分類でミジケンダ Mijikenda、タイタTaita、ポコモPokomoと呼ばれる人びとだった（TJRC 2013, 167-170）。

アラブ人商人による支配以前の段階では、コーストにおいて土地は基本的に豊富な状態にあり、人口増への対応は、農地の拡大で対処していた。人口圧は低く、領域内には「使われていない unoccupied」土地が豊富にあった（TJRC2013, 168）。

## （2）植民地化

この状況を大きく変革させたのが、イギリスによる植民地化の開始であった。

まず、1888年に、ザンジバル・スルタンとイギリス帝国東アフリカ会社 Imperial British East African Company: IBEA との間で、「1888年利権協定 Concession Agreement of 1888」が署名された。これは、「ザンジバル・スルタンの指導の下でアラブ人が所有・占有する土地 acquired and occupied land」について、「私有地 private lands」を例外として、スルタンが IBEA にすべての権利を譲渡するとの協定であった。協定の対象とされたのが、上述のタンザニアとの境界 Vanga からソマリアとの境界ラム Lamu までの海岸線 10 マイル幅（約 16 キロ幅）の帯状の地域、「10 マイル帯」であった（Ghai and McAuslan 1970, 28）。

権利譲渡の例外とされた「10 マイル帯内の私有地」とは、持ち主がザンジバル・スルタンの与えた土地権利証明書 certificate of ownership を所持している土地、とされ、事実上、持ち主はすべてアラブ人であった（TJRC2013, 170）。「1888年利権協定」は、イギリスの IBEA に、未占有のすべての土地 all lands not yet occupied について、土地の占有規則を制定する権利、および土地を取得する権利 acquire and regulate the occupation を付与したのであった（Ghai and McAuslan 1970, 28）。

続く 1895 年、ザンジバル・スルタンと IBEA は、「1895 年行政協定 Administration Agreement of 1895」に署名した。「1888 年利権協定」で IBEA に譲渡した「10 マイル帯」の土地の権利が、これによりイギリス政府に譲渡された。ただし、主権 sovereignty はこ

---

<sup>5</sup> 2007/8 年紛争は、大統領選挙結果における不正選挙疑惑への抗議と、植民地期から続く土地問題を背景とした住民排斥など複数の背景を併せ持った、ケニア独立以来最悪の国内紛争であった。詳細は津田（2009）を参照されたい。

れまでどおりザンジバル・スルタンにあるとされた (Ghai and McAuslan 1970, 28) ほか、ザンジバル・スルタンが公布した土地権利証明書のある土地(「私有地private lands」)は引き続き権利譲渡の例外とされた (Ghai and McAuslan 1970, 28; TJRC 2013, 171)。一方、「1895年行政協定」では、「ザンジバル・スルタンの指導の下でアラブ人が支配する領域」についても、「王領地Crown Land」(後述する。基本的には、「私有地」を除く領域のこと)については土地所有権を売却するsell the freehold of Crown land権利を、「コミッショナーCommissioner」に付与した<sup>6</sup> (Ghai and McAuslan 1970, 26; TJRC 2013, 171)。

「1895年行政協定」で言及された「王領地」に関する明文化された規程は、「1901年王領地条例 Crown Land Ordinance, 1901」(次項で詳述する)に見いだせる。「1901年王領地条例」は、「原住民が現に占有している土地 land in the actual occupation of natives」を除くすべての土地を、「王領地」と指定した。「10マイル帯」については、上述した「私有地」の土地所有権は引き続き認められ、「王領地」指定の例外とされた(TJRC2013, 172-173)。「1901年王領地条例」(およびこれを修正した「1902年王領地条例」。後述する)以後、土地に関してコーストの「10マイル帯」とケニア内陸部が法文でとくに峻別されることはなかったが、「1908年土地所有権条例 Land Title Ordinance, 1908」と「1915年王領地条例 Crown Land Ordinance, 1915」は例外であり、この2つの条例の中で、「10マイル帯」に特有の措置として、ヨーロッパ人入植者ではない住民(事実上、アラブ人のこと)に「私有地」の土地所有権を認める仕組みが明記された (Ghai and McAuslan 1970, 28; TJRC 2013, 171-175)。2つの条例を順にみていこう。

第1の「1908年土地所有権条例」は、まず、「王領地」とされた「10マイル帯」内部の土地について、私的所有権の申し立てを許可した上で、申し立てのなかった土地については、「王領地」とみなすものと定めた (Ghai and McAuslan 1970, 29)。制度上は、この条例により、ミジケンダ人、タイタ人、ポコモ人等のアフリカ人住民も土地の所有権を申し立てることが可能であったが、実際には申し立てはなされなかった。土地の私的所有権を申し立てたのは、主にアラブ人であった。これにより、例えばアラブ系のマツルイMazrui家の人びとは、コースト中心部を含む広大な領域<sup>7</sup>を「私有地」

<sup>6</sup> TJRC 報告書は、「1888年利権協定」と「1895年行政協定」は、ミジケンダ人、タイタ人、ポコモ人をはじめとする「コーストの地元アフリカ人 indigenous Africans at the Coast」が有していた土地に関する諸権利を消滅させたと記述している (TJRC 2013: 171)。

<sup>7</sup> TJRC 報告書は、「1908年土地所有権条例」のもと、マツルイ家のメンバーに対して、現キリフィ・カウンティ Kilifi County 中部の1万8000ヘクタールが私有地と認められたほか、同じく現キリフィ・カウンティの重要な観光・商業地域のひとつマリンディ Malindi の95%について、アラブ人の私有地と認められたとし、土地所有権の審査は不十分にしか行われず、結果として「10マイル帯のほとんどの領域はマツルイ家ほかアラブ人の所有となり、地元コミュニティの住民は土地無し層に転落するかアラブ人農園に住むしかなくなった」としている (TJRC 2013, 174)。

と認められた (TJRC 2013, 173)。

ミジケンダ人、タイタ人、ポコモ人らが申し立てを行わなかった背景には、①申し立てを許可した「1908年土地所有権条例」の存在自体を知らなかった、②そもそも土地の所有者が変わったことを知らなかった、③ミジケンダ人らの伝統的な土地保有制度と当該条例の内容が相容れなかった、④申し立て側優先で手続きが進められ、土地利用状況の調査を行政当局が行わない例があった、⑤申し立て内容に関する調査は、イギリス植民地官僚組織に組み込まれたアラブ人が行うことが多かった、などが考えられる (TJRC2013, 173)。

第2の「1915年王領地条例 Crown Land Ordinance, 1915」は、「10マイル帯」内についても、ザンジバル・スルタンが土地所有権を(新たに)付与する権利は、「1895年行政協定」の時点で消滅した旨を法文化した (Ghai and McAuslan 1970, 29)。具体的には、①ザンジバル・スルタンの支配領域内にある土地の取得は認められないとし、②例外として、申請者(もしくは前の権利者)が、「1895年行政協定」署名より以前に当該土地を所有していたことを証明できる場合、とした。この時点ですでに、コーストでは、アラブ人のみが特権的地位を与えられて広大な土地を私有するに至っており、ミジケンダ人、タイタ人、ポコモ人ら地元の住民が伝統的に保有していた土地に関する諸権利は認められず、「アラブ人の私有地」「王領地」に認定される形で土地を喪失する構図が出来上がっていた。

1920年に「10マイル帯」は「ケニア保護領 Kenya Protectorate」となった。1926年には3つの「原住民居留地」がコーストに制定されたが、ほとんどが「10マイル帯」の外部(現クワレ・カウンティとキリフィ・カウンティ)に位置しており、ミジケンダ人らの土地問題は解決にはほど遠かった (TJRC 2013, 176)。なお、ケニア共和国の独立も、この状態に大きな変革をもたらさなかった。ケニア独立時(1963年)の憲法は、「現存する土地関連のすべての権利は、その取得の方法に関わらず、承認され、保証される」としたのであった (ROK 1963, Section 75; TJRC 2013, 175-176)。

## 2. 内陸部

### (1) 植民地化

前項で触れたように、イギリス政府が「10マイル帯」とその他内陸部を含む現在のケニアの領域を「東アフリカ保護領 East Africa Protectorate」と宣言したのは1895年であった。

ただし、この段階では、土地所有権の譲渡などに関する法制度の裏付けはなく、1896

年にはインドの「1894年土地収用法Land Acquisition Act of 1894」が適用された<sup>8</sup>。このインド法適用により、植民地行政は、鉄道、政府施設、その他の公的目的のための土地を強制収用するacquire land compulsorily権限を与えられた（Ghai and McAuslan 1970, 25-26）<sup>9</sup>。

東アフリカ保護領の植民地行政のあり方を定めた最初の法律は、「1897年東アフリカ勅令East Africa Order in Council 1897」であった。この勅令の下、植民地には東アフリカ保護領コミッショナーCommissioner for the Protectorate（以下、コミッショナー）<sup>10</sup>がおかれた。コミッショナーは、保護領に関する行政権だけでなく、立法権も有するとされた。植民地期を通じて立法と行政が峻別されることはなく、コミッショナーが立法と行政双方の植民地における責任者となった（Ghai and McAuslan 1970, 35-38）。同勅令では、コミッショナーの直属の上司は、植民地本国イギリスの本省（1905年4月1日まで外務省Foreign Office、以後は植民地省Colonial Office）大臣Secretary of Stateとされた。現地のアフリカ人その他の主体によるコミッショナーの立法権、行政権に対するチェック・アンド・バランスの仕組みは設けられなかった。

「1897年東アフリカ勅令」の下、コミッショナーは、入植者 settlers（事実上、ヨーロッパ人入植者と等しかった）に土地を供給する目的で「1897年土地規則 Land Regulations 1897」を制定した。前項で見たように、ザンジバル・スルタンの支配領域については、この時すでに、「コミッショナーがザンジバル・スルタンの私有地以外の王領地について土地所有権を売買できる」とされていた。「1897年土地規則」は、ザンジバル・スルタンの支配領域を除くその他の東アフリカ保護領についても、コミッショナーが99年間（1897年の最初の土地規則では21年間。同年中に99年間に延長された）の占有証書 certificates of occupancy を希望者に与えることができるとするものであった（Ghai and McAuslan 1970, 26; Hailey 1957, 713）。

コミッショナー制定の「1897年土地規則」は、ヨーロッパ人入植者に保護領内の土地に関する諸権利を付与する道を開くものであったが、その一方で、イギリス本国政府は「原住民 native」の土地に関する権利の保護をこの段階では重視しており、両者には温度差があった。同規則では、「原住民 native または原住部族 any native tribes が耕

---

<sup>8</sup> 「1894年土地収用法 Land Acquisition Act of 1894」は、インドでは現在も有効とされる（佐藤創 2012, 113）。

<sup>9</sup> TJRC 報告書によれば、このインド法適用により、東アフリカ保護領のコミッショナーは、(1) ケニア・ウガンダ鉄道の両側1マイル（1.6km）で鉄道建設に必要なすべての土地、(2) 政府施設および道路の建設用地、(3) その他の公的目的のための土地について、強制収用する権限を得ている（TJRC 2013）。

<sup>10</sup> 「1905年東アフリカ勅令 East Africa Order in Council 1905」により、コミッショナーは「総督 Governor」に改名された（Ghai and McAuslan 1970, 43）。なお、コミッショナー／総督は、英国女王に任命されるポストであった（Ghai and McAuslan 1970, 37）。



作もしくは定期的に使用している *cultivated or regularly used* 土地の所有権譲渡 *alienation* はしない」とされ、「原住民、原住部族にもはや使用されていず、土地権利証書 *certificate of title* の公布 *issurance* が原住民の利益を損なわないとコミッショナーが考える *satisfied* 場合のみ、土地の所有権を譲渡できる」とされていた (TJRC 2013)。ここにイギリス本国政府による「原住民の土地に関する諸権利の重視」の側面を見いだすことができる。ただしこの規程には、一方で、どういう場合に「耕作もしくは定期的に使用している」とみなせるのかの定義が欠けており、休閒地や遊牧地ほかを含むアフリカ人の土地保有の実態を無視した土地所有権の移動を可能とする仕組みにもなっていた。

前項で触れたように、東アフリカ保護領で何を「王領地 *Crown Lands*」とするかを規定したのは、「1901年東アフリカ(土地)勅令 *East Africa (Lands) Order in Council 1901*」であった。ここでは、「王領地とは、(1) 東アフリカ保護領内部のすべての公用地 *all public lands* である、(2) これら公用地は、現状では条約、協定、女王の保護領 *treaty, convention, Agreement, or of Her Majesty's Protectorate* の形で英国女王の支配下にあるものである、(3) 王領地とはまた、『1894年土地収用法 *Land Acquisition Act 1894*』その他のもとで女王が取得した/するすべての土地である」とされた (Ghai and McAuslan 1970, 26)。

翌1902年には「1897年東アフリカ勅令」が廃止され、コミッショナーの権力を強化する「1902年東アフリカ勅令 *East Africa Order in Council, 1902*」が制定された。「1902年東アフリカ勅令」は、立法に関するコミッショナーの権限を内容面だけでなく、手続き面でもより拡大し、コミッショナーは、これまでのように本国監督省の大臣 *Secretary of State* に事前の許可を得ることなく法の制定が可能とされ、制定後の法の写しを大臣に送るのみでよいものとされた(ただし、本国大臣は法のすべてまたは一部を不許可にすることができる、とされた)。また、これ以後、コミッショナーの制定する法は「規則 *Regulations*」ではなく、「条例 *Ordinance*」と名付けられることと規定された (Ghai and McAuslan 1970, 41-42)。

「1902年東アフリカ勅令」の下、1902年にコミッショナーが発したのが、重要な「1902年王領地条例 *Crown Lands Ordinance 1902*」であった。「1902年王領地条例」は、アフリカ人の土地保有に関する権利を上述の「1897年土地規則」よりさらに狭く捉え、(1)「原住民が現に占有している土地 *land in the actual occupation of natives*」のみを除き、その他すべての土地を、「王領地」であると指定した。その上で、(2)「アフリカ人に現に占有されていない土地は、遊閑地 *waste or unoccupied land* と同様に、コミッショナーが売却 *sale*、リース *lease* できる」(30,31条) (Ghai and McAuslan 1970, 27) とし、(3)私的所有地 *land acquired in freeholds/ Freehold estates* については、入植者 *settler* に売却する権利をコミッショナーに付与した (Ghai and McAuslan 1970, 27; Hailey 1957,

715)。また、(4)「原住民の村や原住民入植地 *native villages or settlement*」を含む土地について、村や入植地ごと他にリースする権利を保護領コミッショナーに付与した。同条例は、それら村や入植地をリースの対象から外す旨を指定する必要はないとも付記した(31条)(Buel 1965, 306; TJRC 2013)。(5)「リース発効当日に原住民が現に占有している土地 *land in the actual occupation of natives at the date of the lease*」は「リースできない」とされた(31条)ものの、何をもって「現に占有している *actual occupation*」とみなすかは、やはりここでも定義されなかった(TJRC 2013)。

これに対し、続く1905年にイギリス本国から出された「1905年東アフリカ勅令 *East Africa Order in Council 1905*」は、コミッショナーの権力分散を目指した跡が見えるものであった。「1905年東アフリカ勅令」は、上述したように、「コミッショナー」を「総督 *Governor*」に改名しただけでなく、新たに立法評議会 *Legislative Council* と行政評議会 *Executive Council*、高等裁判所を設置した。「1905年東アフリカ勅令」は、総督(旧コミッショナー)について(1)高等裁判所を含む司法を組織し、高裁判事を含む全員を任命する、(2)立法評議会のメンバーとして他のメンバーとともに立法にあたる、(3)立法評議会の他のメンバーは、2人以上とし、任期の定めなく、英国女王に任命される、などと定めた(Ghai and McAuslan 1970, 43-44)。単純に見るなら、両評議会と裁判所の新設は、コミッショナー／総督の権力そのものの縮小と、権力へのチェック・アンド・バランスの構築を目指したものだといえるかもしれない。実際、立法評議会の新設は、当時ヨーロッパ人入植者が希望していたものでもあった(一方、行政評議会の新設はコミッショナーの発案だったとされる)。しかし、行政評議会の構成と機能は明確に定められず、一方立法評議会についても、総督が拒否権を持つとされ、事実上総督の支配下にあり続けた。もちろん、アフリカ人住民の政治参加が実現することもなかった。ガイとマコースランは、「1905年東アフリカ勅令」による総督の権力縮小は「疑わしく」、「総督は後年まで立法と行政の事実上の最高権力者であり続けた」としている(Ghai and McAuslan 1970, 44)。

## (2) 人種的区分の明文化

入植開始の当初から、ヨーロッパ人入植者の多数派は、アフリカ人はもとよりインド系住民をも、農業適地での土地所有権を獲得できる住民の範囲から排斥することを求める傾向にあった。一方、イギリス本国で支配的だったのは、1920年代までは、保護領の土地は基本的にアフリカ人のものである、という考え方であり、1923年7月に英国政府が発した『ケニアのインド人 *Indians in Kenya*』(通称デボンシャー白書 *Devonshire White Paper of 1923*)は、「ケニアはまず第1にアフリカ人の土地であり…アフリカ人原住民の利益が最優先されねばならない *Primarily Kenya is an African territory ... interests of African Natives must be paramount.*」(Hailey 1957, 190)と声明し

ていた。

しかし、このイギリス本国政府の姿勢は、その後 1930 年代の王立調査委員会（カーター調査委員会）報告書で覆されることになった。加えて、すでに 1900 年代には、人種的区別を導入すること自体はイギリス本国でも許容されており、後のヨーロッパ人専用農地「ホワイト・ハイランド」法制度化の下地は植民地化のきわめて早い段階から形成されていた。冒頭で述べたように、本稿ではこのカーター調査委員会の報告書提出に至る以前の段階を整理しておこう。

「1902 年王領地条例」は、アフリカ人の土地に関する権利を「現に占有している」土地のみに限定し、コミッショナー（1905 年以後は「総督」）には保護領のその他の土地を売買・リースする権利を与えたのであり、その結果、多くのヨーロッパ人入植者が保護領の農業適地で土地所有権を得た。その意味で、「1902 年王領地条例」は、保護領の土地所有に人種的な区別をもたらす先鞭となった法であった。ただし、法文そのものに人種的な区分が明示されることは、この段階ではなかった。

しかし、1904 年には、「保護領で任命された、ある現地委員会 a local Committee」が、「アフリカ人の土地喪失 *dispossession* に由来する困難が持ち上がっているという観点からすれば、ヨーロッパ人入植者にさらに土地を開放していくに先だって、まずはアフリカ人に居留地 *Reserves* を設立すべきである」と提案した。これは、ヨーロッパ人入植者とアフリカ人の双方に、専用の居留地 *Reserve* を指定するべきとの提案に等しいものであり、人種的な区分の下での土地所有が必要という考え方が明示されている（Hailey 1957, 715）。

続く 1908 年には、イギリス本国政府が、高原地帯 *upland area* について土地所有権をアジア人（インド系住民）に認めないことに明確に同意した（Ghai and McAuslan 1970, 80-81）<sup>11</sup>。「高原地帯」とは、ケニアの場合、第 1 節で見た「高位生産力地域」にほぼ重なる、稀少な農業適地である。

1910 年代にはこれらを背景に、土地についての人種による権利の相違がはじめて法文上で明記された。それが、「1915 年王領地条例 *Crown Lands Ordinance 1915*」であった。「1915 年王領地条例」は、アフリカ人だけでなくアジア人（インド系住民）をも高原地帯の農業適地の土地所有が可能な住民のカテゴリーから排除した。「ホワイト・ハイランド」の境界こそ画定しなかったものの、同条例はヨーロッパ人専用農地を法制度化する機能を持った、重要な法律となった。

「1915 年王領地条例」は、

- (1) 異なる人種間の土地所有権譲渡には、事前に総督の許可が必要である、

---

<sup>11</sup> 東アフリカ保護領では、行政手続きによってインド系アジア人への土地所有権譲渡を制限する運用が 1902 年以降すでに開始されていたが、これはイギリス本国の外務省 *Foreign Office* の知るところではなかった（Ghai and McAuslan 1970, 81 脚注 5）。

- (2) 総督は当該土地所有権の譲渡について拒否権を持つ、
- (3) 「原住民が現に占有している」土地も、「王領地」に含む、
- (4) 「原住民居留地」として総督がリザーブした土地も「王領地」に含む、
- (5) 土地をリザーブされた「原住民」には、当該「原住民居留地」の土地についての所有権譲渡の権利はない (section 5、54 条、56 条)、
- (6) 総督は、「原住民居留地」の指定をいつでも取り消せる (入植者に土地所有権を譲渡 alienate できる)、
- (7) リース上限を 999 年に延長する、都市部は 99 年のままとする、
- (8) リース面積上限は 5000 エーカー (約 2024 ヘクタール) に拡大する、  
とした (Ghai and McAuslan 1970, 27-28, 80; Buel 1965, 306)。

「異なる人種間の土地所有権譲渡には、事前に総督の許可が必要であり、総督は拒否権を持つ」としたことによって、ヨーロッパ人以外、すなわち、アジア人 (インド系住民) とアフリカ人住民への土地所有権譲渡を。総督の拒否権で不可能にすることが条例で明文化されたのがここでは重要である。さらに、アフリカ人に対しては「原住民居留地」が総督によってリザーブされるとはされたものの、アフリカ人には土地所有権は与えられず、しかも「原住民居留地」の指定自体を総督はいつでも取り消せるとされたのであり、アフリカ人は土地に関する諸権利について、安定とはほど遠い状態に置かれ続けたのであった。

なお、アフリカ人住民の土地とされた「原住民居留地」についての法制度化は、「遅れと体系化の欠如」をこの時期特徴としていた (Ghai and McAuslan 1970, 82)。植民地化初期に設立されたマサイ Masai 人用の「原住民居留地」、「マサイ・リザーブ Masai reserve」は、設立が「1915 年王領地条例」以前の 1904 年であり、イギリス政府とマサイ人が「協定 agreements」を結ぶ形で設けられた。ここでは、当時の東アフリカ保護領のイギリス本国管轄省が外務省であったことが想起される<sup>12</sup>。イギリス政府とマサイ人という両主体間で結ばれた協定の名称は、「1904 年イギリス・マサイ協定 1904 Anglo-Masai Agreement」、および「1911 年イギリス・マサイ協定 1911 Anglo-Masai Agreement」であった。

「協定方式」のほか、1910 年代には「(植民地政府は)『閉鎖県 closed district』への立ち入りを禁じることができる」とする「辺境県条例 Outlying Districts Ordinance」も「原住民居留地」の運用の際に法的根拠として使われた (Ghai and McAuslan 1970, 82)。

<sup>12</sup> 上述したように、東アフリカ保護領のイギリス本国管轄省は、1905 年 4 月 1 日まで外務省 Foreign Office、以後は植民地省 Colonial Office に変更された。国会議事録、文献等では確認できていないが、この管轄変更のタイミングは、「マサイ・リザーブ」協定締結直後であり、管轄変更とマサイ人との協定締結に何らかの関係があった可能性がある。

また、「原住民居留地を指定された部族民 a member of a tribe が王領地で耕作しているのを見つけたら、植民地行政官は、その部族民に対し居留地への帰還を命令できる」とする「1912年原住民自治条例 Native Authority Ordinance 1912」も使われた (Ghai and McAuslan 1970, 82)。

このように、「1912年原住民自治条例」「1915年王領地条例」などすでに複数の条例に「居留地」「原住民居留地」の記述があらわれていたが、「原住民居留地」の制定が法律上で明記されたのは、アフリカ人の土地に関する権利の安定化を求めた「東アフリカ・コミッション East Africa Commission」による1926年の報告書『経済委員会 (1919年最終報告書) Economic Commission (Final Report, 1919)』提出以後のことであった。具体的には、同報告を受けて、1926年中に「1915年王領地条例」の規程が修正され、「総督は王領地内のどの領域をも原住民居留地と宣言できる」とされた。この修正を受けて、「部族ごとの居留地」であるとして24の「原住民居留地」が設立された (Ghai and McAuslan 1970, 90)。

また、同年の「1926年ケニア(原住民地域)条例 Kenya (Native Areas) Ordinance 1926」、そして「1930年原住民土地トラスト条例 Native Lands Trust Ordinance 1930」により、「原住民居留地は、永遠にfor goodアフリカ人社会用にリザーブされる。公的目的のためにのみ、原住民居留地の土地所有権を譲渡alienateできる。しかし、その場合は同価値の土地が補填substituteされる」とされた (Buel 1957, 321; Hailey 1957, 717; Ghai and McAuslan 1970, 89-91)。<sup>13</sup>

「ホワイト・ハイランド」境界画定に至るカーター委員会の設立 (1931年)、同委員会報告書の提出 (1934年) は、この直後のことであった。

## おわりに

以上、本稿では現代ケニアの土地問題を考察するための準備作業として、イギリス領植民地統治下で採用された土地制度について、植民地化初期の制度構築期に焦点を絞り、その変遷を整理して記述した。1963年の独立以前のケニアの土地制度として重要な、カーター調査委員会以後の「ホワイト・ハイランド」画定、その後の「ホワイト・ハイランド」撤廃とアフリカ人の土地調整・登記開始については、別項でさらに整理したい。これらを踏まえて、2007/8年紛争にもつながった現代ケニアの土地問題について研究を進めることが今後の課題である。

---

<sup>13</sup> TJRC 報告書は、肥沃な「王領地」にすむアフリカ人住民に対し、「補填」として同価値とはいえない居留地を指定し、移住させた、と運用を批判している (TJRC 2013)。

## 参考文献

### 【日本語文献】

- 池野旬 1989.『ウカンバニ：東部ケニアの小農経営』アジア経済研究所.  
—— 1990.「ケニア脱植民地過程におけるヨーロッパ人大農場部門の解体」『アジア経済』31(5).  
——編 1999.『アフリカ農村像の再検討』アジア経済研究所.  
太田妃樹 2012.「ケニアにおける土地の私有化とその成果：キクユ・ランドにおける農村調査からの一考察」『スワヒリ&アフリカ研究』23.  
児玉谷史朗 1981.「ケニアの小農場部門における農民の階層分化」『アジア経済』22(11-12).  
佐藤創 2012.「インドにおける経済発展と土地収用：「開発と土地」問題の再検討に向けて」『アジア経済』53(4).  
津田みわ 2003.「リコニ事件再考：ケニア・コースト州における先住性の政治化と複数政党制選挙」武内進一編『国家・暴力・政治：アジア・アフリカの紛争をめぐって』アジア経済研究所.  
—— 2009.「暴力化した『キクユ嫌い』：ケニア二〇〇七年総選挙後の混乱と複数政党制政治」『地域研究』9(1)、pp.90-107.  
林晃史 1970.「キクユの土地保有」『アジア経済』11(2).  
吉田昌夫 1978 (2000).『アフリカ現代史Ⅱ』山川出版社.  
—— 1997『東アフリカ社会経済論：タンザニアを中心として』古今書院.

### 【外国語文献】

#### 1. 法律類

- Constitution of Kenya(Independence)
- Constitution of Kenya (1988 edition)
- Constitution of Kenya (2010)
- Environment and Land Court Act (No.19 of 2011)
- Government Lands Act, Cap 280
- Kenya (Land) Order in Council, 1930
- Land Act, No.6 of 2012
- Land (Group Representatives) Act, Cap 287
- Land Acquisition Act, Cap 295
- Land Adjudication Act, Cap284
- Land Consolidation Act, Cap 283
- Land Control Act, Cap 302

Land Planning Act of 1968  
Land Registration Act (No.3 of 2012)  
Land Titles Act, Cap 282  
Local Government Act, Cap 265  
National Land Commission Act (No.5 of 2012)  
Physical Planning Act of 1986  
Prevention Protection and Assistance to Internally Displaced Persons and Affected  
Communities Act (No.56 of 2012)  
Registration of Documents Act, Cap 285  
Registration of Titles Act, Cap281  
Registered Land Act, Cap 300  
Registration of Titles Act, Cap 281  
Sectional Properties Act of 1987  
Statute Law Miscellaneous Amendments Act 2012 (Environment and Land Court Act,  
2011 (No. 19 of 2011) を改正する内容含む)  
Survey Act, Cap 299  
Trust Lands Act, Cap 288  
Trust Land Ordinance, Cap 100

## 2. その他文献

- Abrams, P. D. 1979. *Kenya's Land Resettlement Story: How 66,000 African Families were Settled on 1325 Large Scale European Owned Farms*, Nairobi: Challenge Publishers and Distributors.
- Buel, Raymond Leslie 1965. *The Native Problem in Africa, Vol. 1*. London: Frank Cass and Co. Ltd.
- Cooper, Frederick 1980. *From Slaves to Squatters: Plantation Labor and Agriculture in Zanzibar and Coastal Kenya, 1890-1925*, New Haven and London: Yale University Press.
- Ghai, Y.P and J.P.W.B. McAuslan 1970. *Public Law and Political Change in Kenya: A Study of the Legal Framework of Government from Colonial Times to the Present*, Nairobi, London and New York: Oxford University Press.
- Hailey, Lord 1957. *An African Survey (Revised 1956): A Study of Problems Arising in Africa South of Sahara*, London, New York and Toronto: Oxford University Press.
- Maxon, Robert M. and Thomas P. Ofcansky 2000. *Historical Dictionary of Kenya: Second Edition*, Lanham, Md. and London: The Scarecrow Press, Inc.

- ROK (Republic of Kenya) 2007. *Statistical Abstract 2007*, Nairobi: Government Printer.
- 2004. *Report of the Commission of Inquiry into the Illegal/ Irregular Allocation of Public Land (Main Report 副題不明)*, Nairobi: Government Printer.
- TJRC (Truth, Justice and Reconciliation Commission) 2013. *Report of the Truth, Justice and Reconciliation Commission: Volume IIB*, Nairobi: TJRC.
- Were, Gideon S. and Derek A. Wilson 1968 *East Africa through a Thousand Years: A History of the Years AD 1000 to the Present Day*, Nairobi: Evans Brothers Limited.



## 資料編

### 【主要事項年表】

- 1895 イギリス、東アフリカ保護領を宣言、ウガンダ鉄道建設開始、ザンジバル・スルタンとイギリス帝国東アフリカ会社が「1895年行政協定」に署名。「10マイル帯」の土地の権利が、これによりイギリス政府に譲渡された
- 1902 東アフリカ保護領において王領地条例公布により土地譲渡の条件定まる
- 1906, 1908 イギリス植民地大臣、土地譲渡の人種的区別を承認。「エルギン・プレッジ」。フォート・ターナンとキウの間の土地はヨーロッパ人のみに譲渡されることを決定。ヨーロッパ人専用農地（通称「ホワイト・ハイランド」）の創設開始
- 1915 東アフリカ保護領王領地条例。(1) 異なる人種間の土地所有権譲渡には、事前に総督の許可が必要である、(2) 総督は当該土地所有権の譲渡について拒否権を持つ、など。ヨーロッパ人に賃借権を与えた土地を総督の許可なく非ヨーロッパ人に占有または経営させることを禁止
- 1918 コーヒー作付け登録条例制定。以後ケニアにおいて1950年代までアフリカ人のコーヒー栽培不認可
- 1920 東アフリカ保護領、ケニア植民地となる。コーストの「10マイル帯」はケニア保護領
- 1931 ケニア土地調査委員会（カーター・コミッション）発足
- 1934 ケニア土地調査委員会、報告書提出
- 1938 「ケニア（ハイランド）勅令」。ヨーロッパ人専用農地（「ホワイト・ハイランド」）の境界を画定
- 1952 ケニアのキアンブ郡首長ワルヒユ暗殺。ケニアに戒厳令発令
- 1954 ケニア「アフリカ人賃金調査委員会報告書」（カーペンター報告）作成
- 1954 ケニア「アフリカ人換金作物生産振興計画書」（スウィナートン計画）作成
- 1958 ケニア、キアンブ郡の土地調整登記終了
- 1959 ケニア政府、「ホワイト・ハイランド」、教育施設などに関する人種制限条項を撤廃
- 1960-62 イギリスのランカスター・ハウスでケニア憲法制定会議
- 1961 ケニア政府、ヨーロッパ人入植者より土地を購入し、アフリカ人を入植させる計画を発表
- 1963 ケニア独立

（出所）吉田昌夫2000（1978）『アフリカ現代史Ⅱ』巻末年表。筆者が一部改変。

## 【法令関係】

### (1) 土地に関する規則、条例、法律類一覧（現時点で判明しているもののみ）

- Administration Agreement of 1895（未入手）
- Concession Agreement of 1888（未入手）
- Constitution of Kenya(Independence)
- Constitution of Kenya(1988 edition)
- Constitution of Kenya (2010)
- Crown Lands Ordinance, 1901（未入手）
- Crown Lands Ordinance, 1902（未入手）
- Crown Lands Ordinance, 1915（未入手）
- East Africa Order in Council 1897（未入手）
- East Africa Order in Council 1905（未入手）
- East Africa (Lands) Order in Council 1901（未入手）
- Environment and Land Court Act (No.19 of 2011)
- Government Lands Act, Cap 280
- Kenya Forests Act, Cap 385
- Kenya (Land) Order in Council, 1930（未入手）
- Kenya (Land) Order in Council, 1960
- Kenya (Native Areas) Ordinance 1926（未入手）
- Kenya (Native Areas) Order in Council, 1939 (S.R. and O. 1939/ 516, Rev. XI, p.685: 1939 II, p. 1820)（未入手）
- Kenya (Native Areas) (Amendment) Order in Council, 1948 (S.I. 1948/ 2061 1948 I, p.1667)（未入手）
- Kenya (Native Areas) Amendment Order in Council, 1958 (S.I. 1958/ 1049, 1958 I, p.993)（未入手）
- Kenya (Highlands) Order in Council, 1939 (S.R. and O. 1939/ 517, Rev. XI, p. 689; 1939 II, p. 1825)（未入手）
- Land Act, No.6 of 2012
- Land (Group Representatives) Act, Cap 287
- Land Acquisition Act of 1894（未入手）
- Land Acquisition Act, Cap 295
- Land Adjudication Act, Cap284
- Land Consolidation Act, Cap 283
- Land Consolidation Ordinance（未入手）

Land Control (Native Lands) Ordinance 1959 (未入手)  
Land Control Act, Cap 302  
Land Planning Act of 1968 (未入手)  
Land Regulations 1897 (未入手)  
Land Registration (Special Areas) Ordinance, 1959 (未入手)  
Land Registration Act (No.3 of 2012)  
Land Titles Act, Cap 282  
Land Title Ordinance, 1908 (未入手)  
Local Government Act, Cap 265  
National Land Commission Act (No.5 of 2012)  
Native Authority Ordinance 1912 (未入手)  
Native Lands Registration Ordinance, 1959 (未入手)  
Native Lands Trust Ordinance 1930 (未入手)  
Native Lands Trust Ordinance, 1959 (未入手)  
Outlying Districts Ordinance (未入手)  
Physical Planning Act of 1986 (未入手)  
Prevention Protection and Assistance to Internally Displaced Persons and Affected  
Communities Act (No.56 of 2012)  
Registered Land Act, Cap 300  
Registration of Documents Act, Cap 285  
Registration of Documents Ordinance (未入手)  
Registration of Titles Act, Cap 281  
Registration of Titles Ordinance (未入手)  
Registration of Titles Act, Cap 281  
Registration (Special Areas) Ordinance (未入手)  
Sectional Properties Act of 1987 (未入手)  
Statute Law Miscellaneous Amendments Act 2012 (Environment and Land Court Act,  
2011 (No. 19 of 2011) を改正する内容含む)  
Survey Act, Cap 299  
Survey Ordinance (未入手)  
Trust Lands Act, Cap 288  
Trust Lands Ordinance

2) 1959 年の人種条項撤廃により、アフリカ人の土地関連法は以下のように改名された。『1960 年ケニア（土地）勅令 Kenya (Land) Order in Council, 1960』 First Schedule, Second Schedule より。

・ Amendment of Short Titles of Ordinances/ Construction of Laws

旧名称	新名称
Native Lands Trust Ordinance	Trust Land Ordinance
Native Lands Registration Ordinance, 1959	Land Registration (Special Areas) Ordinance, 1959
Land Control (Native Lands) Ordinance, 1959	Land Control (Special Areas) Ordinance, 1959
Native Reserves	Special Reserves
Temporary Native Reserves	Temporary Special Reserves
Native Leasehold Areas	Special Leasehold Areas
Native Settlement Areas	Special Settlement Areas
Native Lands	Special Areas
Native land unit	Land unit

・ 廃止 Revocation

Kenya (Native Areas) Order in Council, 1939 (S.R. and O. 1939/ 516, Rev. XI, p.685: 1939 II, p. 1820)

Kenya (Native Areas) (Amendment) Order in Council, 1948 (S.I. 1948/ 2061 1948 I, p.1667)

Kenya (Native Areas) Amendment Order in Council, 1958 (S.I. 1958/ 1049, 1958 I, p.993)

Kenya (Highlands) Order in Council, 1939 (S.R. and O. 1939/ 517, Rev. XI, p. 689; 1939 II, p. 1825)

(3) 土地登記の開始に関連する法令は、ガイとマコースランによれば以下の通り (Ghai and McAuslan 1970, 118-119)。

1959 年 「原住民土地登記条例 Native Lands Registration Ordinance」

1959 年 「土地規制（原住民土地）条例 Land Control (Native Lands) Ordinance」

1959 年 「原住民土地信託条例 Native Lands Trust Ordinance」

- (4) その他植民地期の法令と独立後の法律の継承関係は、TJRC 報告書によれば以下の通り。

「独立時にケニア政府が植民地時代からほぼ修正なく継承した土地関連法は以下の通りである。カッコ内は植民地時代の法令名である」(TJRC 2013)

- Government Lands Act, Cap 280 (Crown Lands Ordinance of 1915)
- Trust Land Act, Cap 288 (Trust Lands Ordinance)
- Registration of Titles Act, Cap 281 (Registration of Titles Ordinance)
- Survey Act, Cap 299 (Survey Ordinance)
- Land Consolidation Act, Cap 283 (Land Consolidation Ordinance)
- Registration of Documents Act, Cap 285 (Registration of Documents Ordinance)

「独立時に、土地の譲渡のために新設された法は以下の通りである」(TJRC 2013)

- Registered Land Act, Cap 300 : 「植民地時代の Registration (Special Areas) Ordinance を刷新したものである」(TJRC 2013)
- Land Planning Act of 1968
- Sectional Properties Act of 1987
- Physical Planning Act of 1986

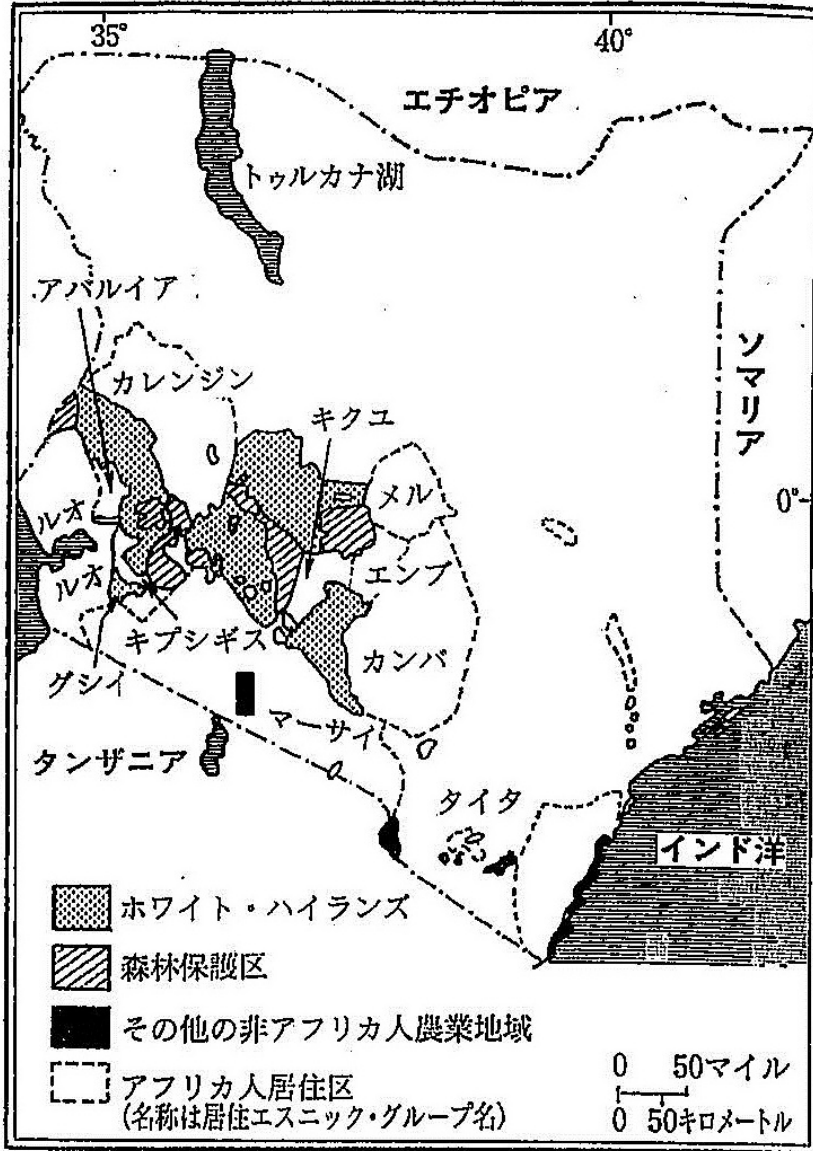
- (5) TJRC (2013) において、独立後の土地所有権譲渡に関して言及される法：アンダーラインはとくに頻繁に言及される法。(TJRC2013)

- Constitution of Kenya (Independence)
- Constitution of Kenya (1988 edition) 第 75 条、第IX章、第 116 条、117、118
- Government Lands Act, Cap 280
- Kenya Forests Act, Cap 385
- Land Acquisition Act, Cap 295
- Land Adjudication Act, Cap 284
- Land Consolidation Act, Cap 283
- Land Titles Act, Cap 282
- Land (Group Representatives) Act, Cap 287
- Local Government Act, Cap 265
- Registered Land Act, Cap 300
- Registration of Titles Act, Cap 281
- Trust Lands Act, Cap 288:TLA
- Wildlife (Management and Conservation) Act セクション 6、8

- (6) 2010 年憲法制定以後に、土地関連法の整理・統廃合の結果、制定された土地関連法（判明しているもののみ）
- Environment and Land Court Act (No.19 of 2011)
  - Land Act, No.6 of 2012
  - Land Registration Act (No.3 of 2012)
  - National Land Commission Act (No.5 of 2012)
  - Prevention Protection and Assistance to Internally Displaced Persons and Affected Communities Act (No.56 of 2012)
  - Statute Law Miscellaneous Amendments Act 2012 で Environment and Land Court Act, 2011 (No. 19 of 2011) 改正.

図 1

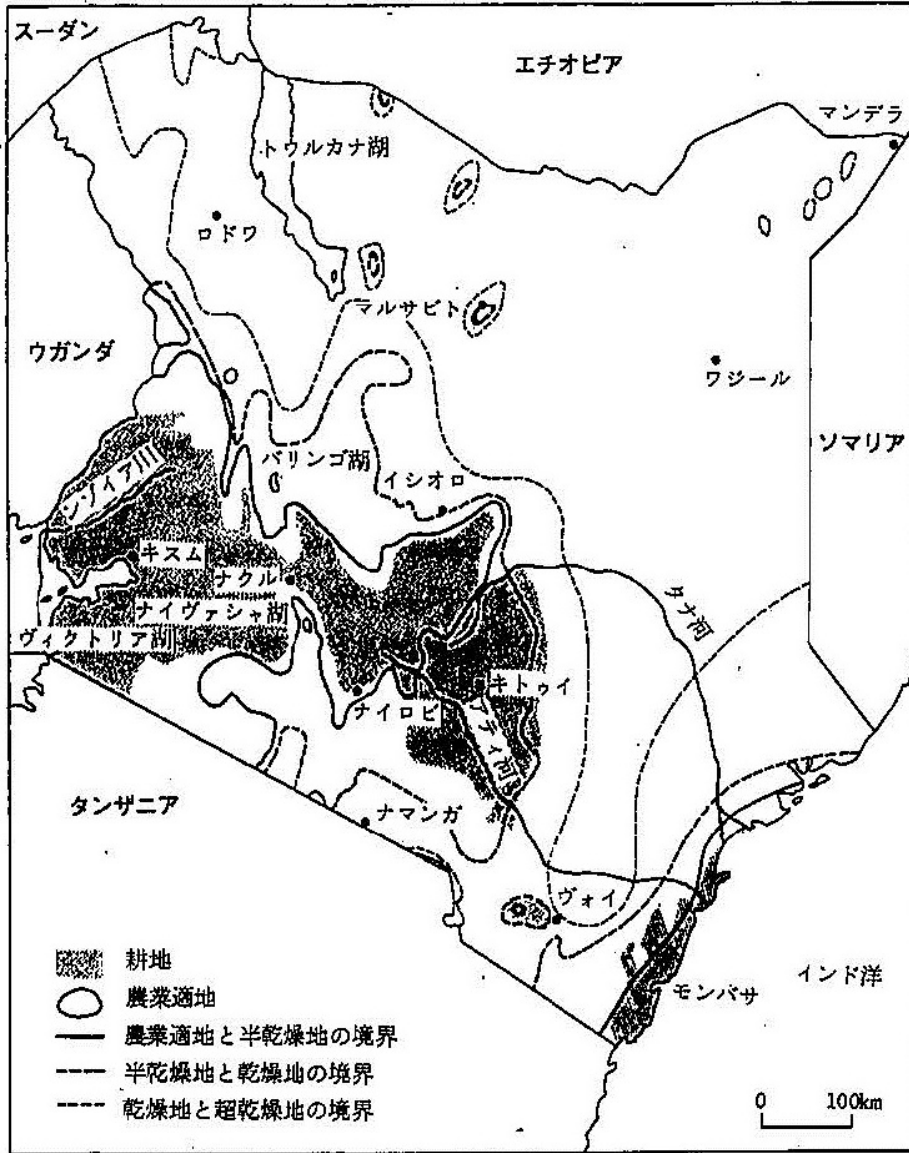
ホワイト・ハイランドとその他の非アフリカ人農業地域の位置



(出所) 池野 (1990, 7) (タイトルの一部を筆者改変)

図 2

ケニアの農業適地と乾燥地、半乾燥地の分布（1982年）



(出所) 池野 (1989, 14) (タイトルの一部を筆者改変)